

吹田市ヤングケアラー支援ガイドライン

概要版



吹田市

令和6年（2024年）10月

吹田市におけるヤングケアラーの定義

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に（※）行っていると認められる子ども・若者

令和6年（2024年）6月「子ども・若者育成支援推進法」改正により、ヤングケアラーが上記のとおり位置付けられ、また国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象であると明文化されました。

※「過度に」とは、「こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合」を指します。（こども家庭庁通知引用）



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いぎょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるぎょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁ホームページより引用

お手伝いとヤングケアラーの違い

お手伝いは、「子供・若者が子供・若者としての生活ができる範囲内で行うこと」です。子供・若者の年齢や成長の度合いに見合った家族のケア、お手伝いは子供の思いやりや責任感を育みます。

一方で、過度に家族のケアを担うことで、勉強や友達と遊ぶ時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間など「子供・若者らしい生活を送るための時間」が持てない場合はヤングケアラーに当たります。心身ともに子供にとって過度な負担が続くと、子供・若者自身の健康を始め、学習、社会性発達、就労等様々な面に影響があるという調査結果があります。

子供の生活状況調査から見えてくる思いや必要な支援

【子供の意見】	【大人の意見】
<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの世話は大変だけど楽しい ・友達ともっと遊びたい ・楽しくない。疲れた。私はお世話係じゃない。 ・他の子は家事しなくてもいいのに、ひとり親だからやらされる。 ・ヤングケアラーを助けてあげて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラーの心安らげる場所があったらいいと思う。そこで食事の提供、勉強のサポートも行えたらよい。 ・ヤングケアラーへの支援をしてほしい。学力や家事の支援。 ・当事者や家族などが気軽に相談できるカフェのような場所があればいい。



居場所・相談	福祉サービス・医療	学習支援
<ul style="list-style-type: none"> ・子供食堂 ・児童会館・児童センター ・元ヤングケアラー等のピアカウンセリングなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・介護、障がいサービス ・家事・育児支援 ・生活困窮支援 ・医療機関など 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での学習支援 ・学習支援教室 ・習い事費用助成など

ヤングケアラー支援のための連携

ヤングケアラーが置かれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーやその家族への支援を行うためには、様々な機関の組織横断的な連携が必要となる場合があります。

相談の間口を広くとり、どの窓口当事者や家族等から相談があっても適切な機関につなぐことが大切です。

家庭児童相談室【18歳未満】

電話：06-6384-1472 月～金曜日 午前9時～午後5時30分
 メール：ko-home@city.suita.osaka.jp メールは24時間受付

青少年室 子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」【39歳まで】

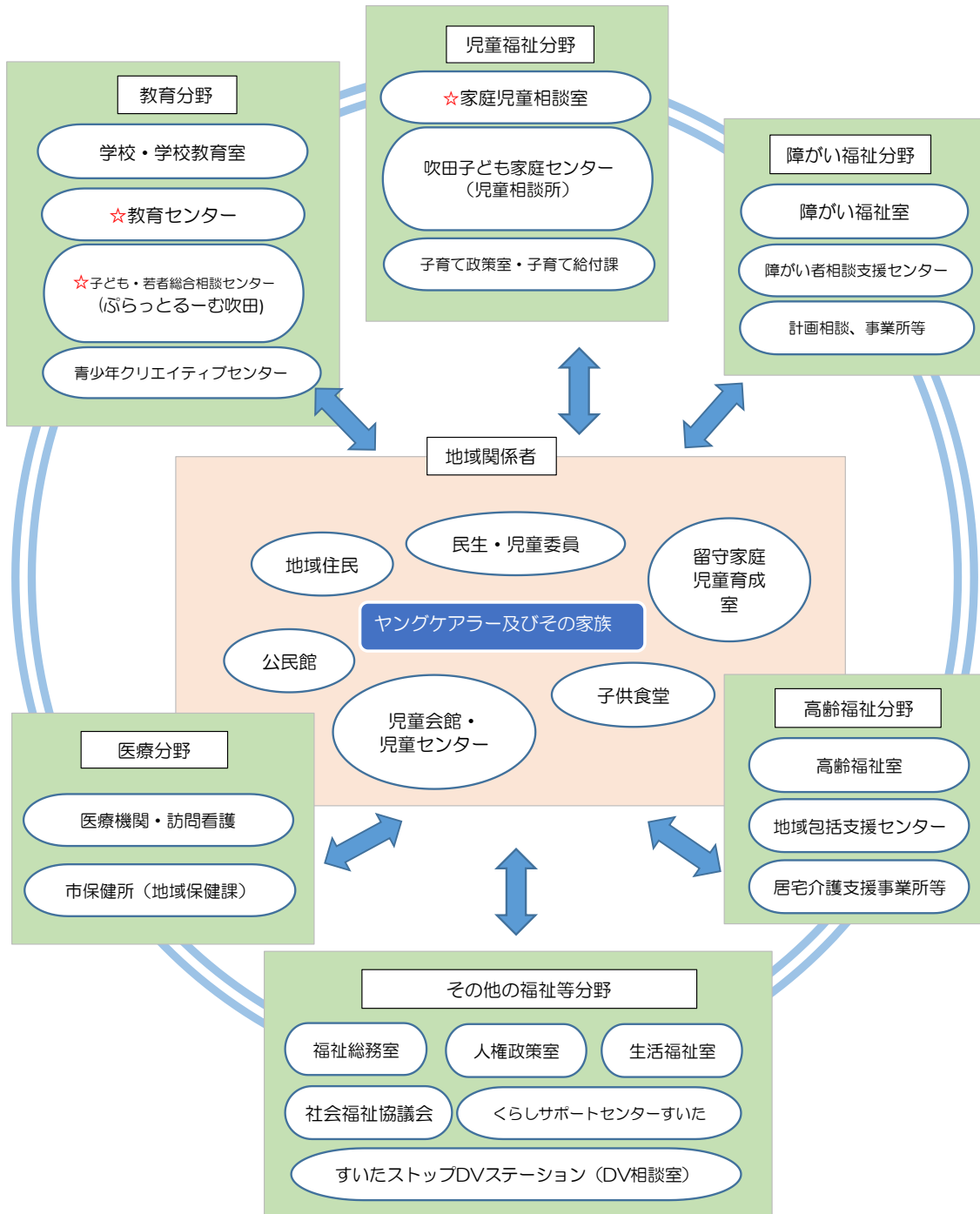
電話：06-6816-8534 月～土曜日 午前10時～午後8時
 メール：platroomsuita@city.suita.osaka.jp

教育センター【教育相談ダイヤル】

電話：06-6170-1579 月～金曜日と第3日曜日 午前9時～午後5時

相談支援体制

★印は相談窓口



ヤングケアラー支援の在り方・姿勢

厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では、本人や家族の意思確認の重要性や支援の在り方・姿勢、支援のポイントが示されています。

本頁では「連携支援十か条」を、次頁で意思確認の重要性を紹介します。

連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気につけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

本人や家族の意思確認

- (1) ヤングケアラーと思われる子供を発見した場合、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。
- (2) 本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐこととなります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でも、とても大切なことです。

ヤングケアラー気づきツール、アセスメントツール

対象者のために思い介入しても、例えば対象者の気持ちに寄り添えていない等でかえって気持ちを傷つけ信頼関係を失くしてしまうこともあります。

国は調査研究を踏まえ、早期把握と合わせ慎重な対応に資するよう、関係する大人等が注意すべきポイント等をまとめたツールと、ヤングケアラー状態にある子供等を継続的にモニタリング、アセスメントしていくツールを作成しています。適用に際しては留意点・工夫点が示されており、注意が必要です。(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブックに記載)

気づきツール（こども向け）	子供との会話から情報を得る際に必要な視点・項目
気づきツール（大人向け）	関係機関の職員等から聞き取る場合の確認項目
アセスメントツール (本誌では省略)	確認項目の他、信頼関係を構築するための会話の視点を示しています。

気づきツール（こども向け） ※ルビ打ち版もあり

項番	ヤングケアラー気づきツール（こども向け） 質問項目
1	あなたは、(大人の代わりに、) 家族（病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど）のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを日常的にしていますか？
①	(更問) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事のために、自分のこと（遊びや勉強、部活など）が後回しになることがありますか？
2	なにか困っていること、心配や不安になったりすることはありますか？（家族のこと、友達関係のこと、勉強のこと、学校のこと（遅刻、早退、欠席など）、将来のこと、生活のこと（食事や睡眠）、お金のこと、何でも）
3	自分のための時間（遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど）がない、または、少ないと感じたりすることはありますか？
4	体調が悪くなったり、疲れてしまったり、こころが苦しくなることはありますか？
①	(更問) 食べられなくなったり、眠れないことはありますか？
②	(更問) 逃げ出したい、消えてしまいたいと思うことはありますか？

5	あなたの周りに、あなたの気持ちを理解してくれる人や相談できる人はいますか？
①	(更問) その人に相談したことはありますか？
6	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを一緒にやったり、手伝ってくれる人は周りにいますか？
①	(更問) (もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを誰かに手伝ってもらいたいですか？
7	(また別の機会に、) あなたのことや家族のこと、家族のお世話などをしてどのように感じているかなどについて、もう少しお話をきかせてもらえませんか？何か私たちにできることはないか、一緒に考える時間をもらいたいと思っています。

気づきツール (大人向け)

項番	ヤングケアラー気づきツール (大人向け) 確認項目
1	(18歳未満の子どもや若者が、) 以下のような、本来大人が担うと想定されている (通常のお手伝いの範囲を超える) ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか？
A	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている (服薬管理やその他の身体介護も含む)。
B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている (日常的な要望への対応など)。
C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
D	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている (話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む)。
E	(認知症や精神疾患などで) 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
F	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
G	幼いきょうだいの世話をしている。
H	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳 (第三者との会話のサポートなど) をしている。
I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
J	家計を支えるために働いて、家族を助けている。
K	その他、子どもの負担を考えたときに気になる様子がある。
2	その子どもが行う上記のような家族へのケアや家事と一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見受けられますか？
3	その子どもは、家族へのケアや家事によって学校 (部活含む) に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか (子どもが保育所、認定子ども園、幼稚園に所属する場合も含む)？
4	家族へのケアや家事が理由で、その子どもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか (元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等)？
5	その子どもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか？
6	(1～5の状況を踏まえ) ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、子どもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。その際に他機関の手助けが必要ですか？ (子どもの気持ちを確認する際はヤングケアラー気づきツール (子ども向け) やヤングケアラーアセスメントツールの活用をご検討ください)

かぞく せわ

家族のお世話って？

たとえばこんなこと！



👉くわしくはこちら
(こども家庭庁HP)



か もの りょうり せん
買い物・料理・そうじ・洗たくなどの
かじ
家事をしている

としした せわ
年下のきょうだいのお世話をしている



め かぞく みまも
目をはなせない家族の見守りや
こえ
声かけをしている

にほんご はな かぞく
日本語が話せない家族や
しょう かぞく つうやく
障がいのある家族のために通訳をしている



しょう びょうき かぞく みまわ
障がいや病気のある家族の身の回りの
せわ たの
世話をしている(頼まれごとをするなど)



出典：こども家庭庁(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)
(参照 2023-8-4)を加工して作成

いっしょ はな ちから
一緒に話ませんか？ あなたの力になりたいです。

なや き ひと れんらく ま
あなたの悩みを聞いてくれる人はたくさんいます。連絡を待っています。

家庭児童相談室（かていじどうそうだんしつ）

☎：06-6384-1472 げつ まん よび ごぜん じ ご ご じ ぶん
月～金曜日の午前9時～午後5時30分

✉：ko-home@city.suita.osaka.jp メールは24時間受付

午後5時30分以降の返信は翌日

こ わかもの そうごう そうだん せんたー すいた 子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」

なや も さい こども わかもの かぞく たいしよ ぞうだん
さまざまな悩みをお持ちの39歳までの子供・若者とその家族を対象にした相談

☎：06-6816-8534 げつ ど よう び
月～土曜日の午前10時～午後8時

きょういく きょういく そうだん だい やる

教育センター【教育相談ダイヤル】

☎：06-6170-1579 月～金曜日の午前9時～午後5時
だい にち よう び
第3日曜日の午前9時～午後5時

吹田市ヤングケアラー支援ガイドライン概要版
令和6年（2024年）10月発行

◆編集・発行

吹田市子供の貧困対策に関するワーキングチーム
ヤングケアラー支援作業部会